

# 「福祉サービス総合支援事業」

羽村市社会福祉協議会では、平成23年4月から、羽村市の委託を受けて「福祉サービス総合支援事業」を実施しています。

認知症高齢者、障害のある方など判断能力の不十分な方々が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用を総合的にお手伝いしますので、お気軽にご利用ください。

## 事業内容

- 1 判断能力の不十分な方々の権利擁護相談
- 2 成年後見制度の利用に関する相談
- 3 福祉サービスの利用に関する疑問や苦情の受付と、その解決に向けた支援
- 4 福祉サービス利用などに関する弁護士による専門的な相談

## 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的・精神障害者など判断能力が不十分な方に対して次の支援を行います。

※①のご利用を基本に、②③のサービスをご利用いただけます。

### ① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

### ② 日常的金銭管理サービス

日常生活に必要なお金の出し入れや、支払い手続きをお手伝いします。

### ③ 書類等の預かりサービス

金融機関の貸金庫で、大切な書類をお預かりします。

※相談は無料です。サービスの利用には利用料がかかります。詳細は問い合わせてください。

## 弁護士による

## ふくし(権利擁護等)法律相談

- 日時 原則毎月第4水曜日（予約制）  
午後1時30分～午後4時30分  
**今年度の予定**  
7/27 8/24 9/28 10/26 11/30  
12/21 1/25 2/22 3/28
- 場所 羽村市福祉センター
- 内容 成年後見制度の利用、財産管理、権利侵害、福祉サービスを利用した際の苦情など、法律に関する相談
- 対象 市内在住の方とその家族・関係者の方  
※相談時間は1人1時間程度となります。  
※予約の際、担当者が相談内容についてお話を伺います。

相談・問い合わせは、  
直接または電話でどうぞ！

○相談窓口 羽村市社会福祉協議会総務課地域福祉係（羽村市福祉センター内）  
「福祉サービス総合支援事業担当」

電話 554-0304 FAX 555-7445

○受付時間 月曜日から金曜日（土日、祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

**お気軽にご利用ください!!**